令和3年

第1回市議会臨時会 議案第4号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例(昭和44年函館市条例第26号)の一部を 次のように改正する。

附則第2条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則第7条中「令和元年度分および令和2年度分」を「令和2年度分 および令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日 まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い規定を整備し, および新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被 保険者等について, 令和3年度分の保険料等に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため